



# 山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外(13)

## 目 次

### 監 査 委 員 関 係

#### 訓 令

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令.....	1
山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....	3
山形県監査委員事務局公印規程の一部を改正する訓令.....	同

## 監 査 委 員 関 係

### 訓 令

#### 山形県監査委員訓令第2号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県代表監査委員 加 藤 淳 二

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局規程(昭和50年4月県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係」を「監査課を置き、同課に庶務係」に改め、同条の表を削る。

第3条中「各課」を「監査課」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の收受及び発送に関する事。

第3条に次の16号を加える。

- (3) 事務局職員の人事に関する事。
- (4) 規程等の整備に関する事。
- (5) 予算及び決算並びに物品の管理に関する事。
- (6) 監査、検査及び審査並びに結果の公表等に関する事。
- (7) 外部監査人からの協議の処理に関する事。
- (8) 知事が行う外部監査契約の締結又は解除に対する意見の通知に関する事。
- (9) 外部監査人の監査の結果に関する報告の公表及び意見の提出に関する事。
- (10) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることへの意見の通知に関する事。
- (11) 住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの決定の通知に関する事。
- (12) 外部監査人との連絡調整に関する事。
- (13) 外部監査人の監査の事務への協力に関する事。
- (14) 財政的援助団体等の監査に関する事。
- (15) 請求監査及び要求監査に関する事。
- (16) 職員の賠償責任に係る監査に関する事。
- (17) 指定金融機関等の監査に関する事。

(18) 行政監査に関すること。

第4条第1項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 主幹

第5条中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 主幹は、上司の命を受けて課の特定事項に関する事務を掌理する。

第7条中「主務課長」を「課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表

事務局専決事項	課長専決事項
1 事務局職員(局長を除く。)の昇格及び昇給並びに復職時等における号給等の調整に関すること。	1 所属職員の事務分担の決定及び変更に関すること。
2 課長の旅行命令に関すること。	2 所属職員の旅行命令に関すること。
3 課長の勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。	3 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
4 課長の有給休暇の承認に関すること。	4 所属職員の有給休暇の承認に関すること。
5 職務上の秘密に属する事項の発表の許可に関すること。	5 所属職員の職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認に関すること。
6 事務局職員(局長を除く。)の営利企業等従事の許可及び団体役職員就任の承認に関すること。	6 所属職員の育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関すること。
7 別に定めるものを除き、課長の職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認に関すること。	7 所属職員の修学部分休業に係る承認に関すること。
8 課長の育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関すること。	8 所属職員の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。
9 課長の修学部分休業に係る承認に関すること。	9 職員証及び職員記章に関すること。
10 課長の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。	10 事務局職員(局長及び課長を除く。)の勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。
11 所管事務について必要と認められた場合に関係者を招致し、又は参集させること。	11 事務局職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、児童手当及び児童手当法附則第6条第1項に規定する給付の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定及び改定に関すること。
12 所管事務の実施計画に関すること。	12 履歴事項の訂正及び挿入に関すること。
13 所管事務について調査をし、又は報告を求めること。	13 旅行依頼に関すること。
14 所管事務に係る通知又は照復に関すること。	14 日々雇用職員のうち技能労務に従事する者で雇用の予定期間が15日未満のものに関すること。
15 日々雇用職員(技能労務に従事する者で雇用の予定期間が15日未満のものを除く。)の任免に関すること。	15 前各項に定めるもののほか、所管事務のうち定例又は軽易な事項に関すること。
16 前各項に定めるもののほか、所管事務のうち重要な事項に関すること。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 山形県監査委員訓令第3号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県代表監査委員 加藤 淳 二

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局文書管理規程(昭和50年4月県監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 電子決裁システム 文書の決裁、保存等を行うための電子情報処理組織をいう。

第8条中「監査第一課長」を「監査課長」に改める。

第9条第2項中「監査第一課長」を「監査課長」に改め、同条第3項中「審査し、」を「審査し、山形県監査委員事務局公印規程(昭和35年7月県監査委員訓令第2号)第6条第3項に規定する審査を行い、並びに」に改める。

第12条中「監査第一課長」を「監査課長」に改める。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「監査第一課長」を「監査課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用して文書の起案をするときは、起案用紙を用いることを要しない。

第16条第1項第2号ただし書を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号が付されるときは、文書番号簿に転記することを要しない。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる文書で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める方法で処理することができる。

(1) 電子決裁システムを使用した文書 電子決裁システムにより付される記号及び番号を用いる方法

(2) 文書の内容が軽易と認められるもの 番号を省略し、号外とする方法

第20条第1項中「(昭和35年7月県監査委員訓令第2号)」を削り、同項第4号中「監査第一課長」を「監査課長」に改める。

第20条の2並びに第21条第3項及び第4項中「監査第一課長」を「監査課長」に改める。

第23条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用した決裁文書は、電子決裁システムを使用して、事務内容の別による区分に従い分類し、及び保存するものとする。

第24条第1項及び第2項並びに第26条の2中「監査第一課長」を「監査課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 山形県監査委員訓令第4号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県代表監査委員 加藤 淳 二

山形県監査委員事務局公印規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局公印規程(昭和35年7月県監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第3条第1項及び第4条中「監査第一課長」を「監査課長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「監査第一課長」を「監査課長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、山形県監査委員事務局文書管理規程(昭和50年4月県監査委員訓令第2号)第2条第4号に規定する電子決裁システムを使用して決裁を受けた文書に公印を使用しようとする者は、同号に規定する電子決裁システムを使用して同訓令第9条第1項に規定する文書取扱主任者の審査を受け、及び当該審査を受けた文書を監査課長に呈示して、その確認を受けなければならない。

第7条第1項及び第2項中「監査第一課長」を「監査課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成20年4月1日印刷  
平成20年4月1日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056